

北但馬地域環境形成基本方針

～ 北但馬地域における緑豊かな地域環境形成に関する基本方針～

兵 庫 県

平成17年9月2日

目 次

序	はじめに	1
第 1	地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想	2
1	北但馬地域の特性	2
	(1) 地勢	2
	(2) 自然的特性	2
	(3) 社会的特性	3
	(4) 地域づくりの課題	4
2	北但馬地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想	6
	(1) 地域づくりの基本方向	6
	(2) 地域環境形成の基本方向	6
第 2	適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項	11
1	区域の区分	11
	(1) 第 1 項第 1 号の区域	11
	(2) 第 1 項第 2 号の区域	11
	(3) 第 1 項第 3 号の区域	11
	(4) 第 1 項第 4 号の区域	12
	(5) 第 2 項の区域	12
2	各区域の設定の方針	12
	(1) 山を守る区域	12
	(2) 山を生かす区域	12
	(3) 川とさとの区域	13
	(4) まちの区域	13
	(5) 歴史と賑わいの区域	13
	(6) 自然と人の交流の区域	13
	(7) 海辺の区域	13
第 3	森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本的事項	14
1	北但馬地域の土地利用及び環境形成の方向	14
	(1) 山を守る区域	14
	(2) 山を生かす区域	14

(3) 川とさとの区域.....	14
(4) まちの区域.....	15
(5) 歴史と賑わいの区域.....	15
(6) 自然と人の交流の区域.....	15
(7) 海辺の区域.....	15
2 都市的な開発及び施設整備の方向.....	15
(1) 基本的な考え方.....	15
(2) 取組みの方向.....	16
(3) 地域環境形成基準の設定.....	17
(4) 地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項.....	19
第 4 其他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項.....	20
1 計画整備地区の認定についての基本方針.....	20
(1) 認定すべき地区の考え方.....	20
(2) 認定すべき地区.....	20
(3) 地域環境形成の方向.....	21
(4) 整備計画に定めるべき項目.....	21
2 森林及び農地の保全の方向.....	21
(1) 基本的な考え方.....	21
(2) 取組みの方向.....	22
3 其他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項.....	22
(1) 多様な主体の参画と協働.....	22
(2) 関連施策との連携.....	22
(3) 支援方策.....	22
(4) 方針等の見直し.....	23

序 はじめに

北但馬地域は、氷ノ山山系や円山川に代表される県下でも有数の豊かな自然環境を有し、その中で多くの優れた歴史・文化や風土、産業を育み、緑豊かな地域環境を今日まで維持してきている。

現在、『～活力・交流・循環・協働～「コウノトリ翔る郷」』をテーマとした但馬地域ビジョンにより、地域の力を結集し(活力)、交流人と共に(交流)、自然や文化を活かし(循環)、共に励まし助け合っていく(協働)なかで、真に豊かな生活を実現できる地域づくりを進めている。

しかしながら、かねてより人口減少が課題となっていた北但馬地域では、本格的な成熟社会の到来を迎え、これまで以上に、地域に蓄積されてきた豊富な地域資源、技術、伝統を基礎とし、新たな展望を開く創造力を発揮しながら緑豊かな環境を適切に維持していくことが求められている。

このような状況のなかで、地域振興や活性化を目指して、地域の力を結集するとともに、地域内外の効率的な交流・連携を図っていくことが必要とされている。このため、森や川、歴史・文化資源などの緑豊かな地域環境の保全を基調としながら、新たな循環型地域環境を育成・創出し、開発を適切に誘致・誘導するため、適正な土地利用のあり方を示すことが重要である。

この地域ビジョンの実現に向けては、地域づくりの原動力である自然環境、景観、歴史文化を将来にわたって保全することが重要となる。このため、適正な土地利用のあり方を示し、里山や農地など緑豊かな地域環境を保全、育成、創造しつつ、それらを生かして地域の振興や活性化を図っていく必要がある。

以上のような基本認識のもと、但馬地域ビジョンの計画期間である2010年から2015年頃までを目途とし、緑豊かな地域環境の形成に関する条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定による、北但馬地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針を以下のとおり定めることとする。

第1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

1 北但馬地域の特性

(1) 地勢

北但馬地域は、豊岡市、美方郡香美町、浜坂町、温泉町の1市3町で構成されている。兵庫県の北部に位置しており、北は日本海に面し、東は京都府、西は鳥取県に接している。大阪都市圏からは約100～140km、神戸都市圏からは約80～120km圏に位置している。

総面積は約1,308km²を占め、兵庫県全体の約15.6%を占めている。

広域道路幹線網として、北近畿豊岡自動車道、播但連絡道路(播但ハイウェイ)、鳥取豊岡宮津自動車道が整備、あるいは整備中である。東西軸である国道9号、178号、482号、南北軸である国道312号、426号の計5路線を柱に、主要地方道香住村岡線、宮津養父線、養父朝来線、一般県道戸島玄武洞豊岡線をはじめとする地域幹線道路で構成されている。

鉄道網は、京都府から鳥取県に抜けるJR山陰本線、西舞鶴～豊岡を結ぶ北近畿タンゴ鉄道宮津線の2路線が走っている。

豊岡市には但馬空港が整備され、広域からのアクセスの拠点となっている。

(2) 自然的特性

気候は日本海型で、一般に多雨多湿で梅雨期、秋雨期には降雨が多い。冬季は大陸から季節風が吹き、積雪も多く、多雪区域と呼ばれるところもある。

兵庫の屋根とよばれる県下最高峰の氷ノ山山系の扇ノ山(1,310m)が位置し、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されているほか、北但馬の中央を南北に横断し、円山川流域と矢田川流域を分水する妙見山(1,142m)、蘇武岳(1,074m)、三川山(888m)、県土の骨格を形成する山々、山岳高原地帯、分水嶺を形成している。

また、神鍋高原(400m～500m)や上山高原、畑ヶ平高原(1000m)にみられるなだらかな高原状の台地があり、多雪地帯のためスキー場など、レクリエーション施設として活用されている。竹野川、矢田川、岸田川などの谷間の山麓地帯に農地と一体になった農村集落が形成されており、棚田が発展(香美町村岡区、香美町小代区、温泉町など)良好な景観を形成している。しかしながら、棚田の多くは、地形的な特性から機械化が図れないなどの耕作の困難さや傾斜地の粘土土壌で水を溜める水田耕作であることから地すべりとの関係が指摘されているなど、保全のあり方が課題となっている。

平野は、円山川沿いの豊岡盆地(豊岡市)へとつながる竹野川、佐津川、矢田川、岸田川の河口近くに形成されている。

海岸部は山陰海岸国立公園の指定を受けた景観の美しい海岸が形成されており、典型的なリアス式海岸が特徴的な景観を生み出している。また、名勝と天然記念物に指定されている御火浦を代表に、とりわけ奇岩や洞門の多い変化に富んだ海岸を形成している。

河川は、朝来市生野町円山に端を発する円山川、三川山を源とする竹野川、氷ノ山から流れ出る矢田川、扇ノ山を源とする岸田川が代表的な河川で、流域の生活圏やつながりを生み出している。

植生等については、兵庫県でもわずかになった手つかずの「原生的な自然」と、生業のな

かで育まれてきた「二次的な自然」が織りなす豊かな生物相を有している。扇ノ山(1310m)など標高の高い場所にブナ林(落葉広葉樹)、谷部にシデ、カエデ林、海岸照葉樹林、クロマツ林、海浜植物、河川エノキ林などの自然植生。高原部にススキ草原、里周辺のコナラ林、アカマツ林など二次的な自然がある。円山川のヨシ原、六方田んぼ、日高の十戸の水路等の人の手が入って維持されている水辺の自然があり、ため池にヒヌマイトトンボ、氷ノ山山系にイヌワシなどの貴重種が生息する。一方、山林(里山林、人工林)に手が入らなくなり放置されるなどの状況やかつての農耕用牛馬の放牧がススキ草原を生み出しイヌワシなどの生息基盤を築いてきたが、現在は放棄されササなどが侵入するなどの問題が生じている。

また、蓼川井堰(豊岡市日高町)、円山川の葦原(豊岡市城崎町)、和佐西ヶ岡の棚田(香美町村岡区)においては、文化庁による農林水産に関する文化的景観の調査が行なわれている。

豊岡市では、コウノトリの放鳥が計画されており、六方田んぼ等の環境保全とともに環境問題として取り組まれている。

(3) 社会的特性

人口、減少傾向にあるが、近年、一部で増加も見られる。しかし、65歳以上の高齢者人口の占める割合は24.5%(2000年)と全県の16.9%を大きく上まわっており、また、全県と比較してそれを上まわる速度で高齢化が進展している。

就業別には第一次産業(農業、林業、漁業)の割合が9.8%(2000年)と全県の2.5%に比べて高いがいずれも衰退傾向にあり、スキーやキャンプ、渓谷トレッキングなど自然に親しみ、温泉や城下町の歴史を楽しむ観光産業が地域の主要な産業となっている。

林業は、北但馬地域では第一次産業の中でも代表的な産業だが、全国的な林業の低迷のなか、衰退傾向にあり、間伐もされないまま放置されているものが多い。

稲作農業は但馬の穀倉と称される六方田んぼ、香美町村岡区、香美町小代区、温泉町など広長な谷筋や無数の棚田で栽培される。良い水、寒暖差の大きい気候下で栽培されるため米は上質である。農業生産法人の設立などの動きもあるが、営農者の高齢化等の影響で衰退傾向にある(放棄田が増加する傾向にある)。豊岡市日高町や温泉町では、高原の立地を活かした高原野菜が栽培されている。一方、イノシシ、シカ、クマ、サルなどの野生鳥獣対策に追われている。さらに但馬牛は最高級の肉質と肉質改良の基礎牛として全国的な評価が高い。

水産業(カニ、ホタルイカ漁)が中心となる産業として発展している。津居山港・竹野港(豊岡市)、柴山港・香住港(香美町)、浜坂港・諸寄(浜坂町)などの数多くの漁港を有している。

伝統工芸、伝統文化的な産業としては、豊岡かばん、杞柳細工、浜坂針、出石焼き(陶器)、但馬ちりめんがあり、伝統的な地場産業は地元経済への貢献度は大きい。

観光産業は北但馬地域の重要な産業であり、高原のスキー場、山間のキャンプ場(夏場利用)、扇ノ山など登山、海水浴、蟹のツアー、温泉(城崎、湯村、但東、浜坂、等)出石の城下町等を中心に、京阪神を中心に広域的に観光客を集めている。

商工業では、豊岡市が中心(豊岡中核工業団地、三方東部工業団地等)で、一部造成済みとなっている。

(4) 地域づくりの課題

北但馬地域は、ブナ林に代表される豊かな森林に加え、河川、すぐれた歴史・文化資源、風土と、農村集落や市街地が調和した特色ある地域を形成してきた。しかし、これら特筆すべき地域環境や地域資源を活かした地域づくりを進めるうえで、次のような課題がみられる。

ア 豊かな自然環境の保全と活力ある地域づくりの調和

北但馬を特徴づける自然は、県下でも有数の豊かな自然環境であり、貴重な生物の生息空間や、水源涵養の機能の面だけでなく、水害、土砂災害等の災害防止の面からもその適切な保全は重要な課題であり、地域の活性化に向けた開発や施設整備にあたっては、自然が本来有している機能との適切な調和が求められる。

このため、開発と保全の二者択一ではなく、コウノトリの野生復帰計画に象徴されるような、自然の本来の機能を損なわずに自然と共生できる地域づくりを進めて行くことが必要である。

また、円山川その他の河川改修においても、自然環境の保全・再生と災害への対策が両立できる取組の方向性を見出して行くことが重要な課題となっている。

イ 地域の特色である歴史環境や歴史資源の保全・活用

城跡などの歴史資源、歴史・伝統的な町並み、温泉街の町並み、その他の数多くの歴史・伝統的な環境は本地域を特徴づける個性として、長期間にわたる人々の営みと関わりの中で作りだされ、守られてきた。これらの歴史・伝統的環境や景観を維持していくためには、周辺環境や生活との調和が求められ、適切な土地利用計画や景観コントロールが求められるとともに、歴史環境や資源を保全しながら、積極的に創出し活用することを地域づくりの観点からの対応が求められている。

ウ 田園環境の活用

北但馬地域では人口減少ともあいまって、農林業の持続には多くの課題を抱えるとともに、野生鳥獣類による農林業への被害も増加・拡大しつつあり、深刻な問題となっている。また、人工林や里山の荒廃、耕作放棄地の増加が地域づくりや景観形成の上でも課題となっている。さらには地域コミュニティの活力の低下などの状況も見られ、田園環境を従来の枠組みの中で適正に維持管理していくことが困難になりつつある。

このため、地域内外の力を結集しながら、新たな地域資産として活用し、美しい田園環境を維持していくことが求められている。

エ 地域内外との交流・連携による地域づくりの必要性

健全で活力ある地域としていくためには、歴史、文化、暮らし、産業等様々な面で、豊富な地域資源を活かした内発的、自律的な地域づくりを進めていくことが求められる。北但馬地域においても、これらの地域資源を活かした地域づくりが進められつつあるが、こうした自律的な地域づくりに加えて、より一層の地域内外との交流・連携による地域づくりの積極的な展開を図っていくことが求められている。

オ 拠点景観、沿道景観の形成

北但馬地域は、これまで地形条件の厳しさなどから道路等の生活を支える基盤の整備が遅れていたが、近年、交通基盤や新しい地域拠点が整備されてきた。一方で、土取り、資材置場の散在や新たな道路整備に伴う沿道の急速な土地利用転換や屋外広告物の乱立が景観形成上の課題を発生している。

これら新たな整備の波及効果を地域全体へ広げ活性化につなげていくためには、地域の個性を損なわないよう良好な景観形成を図るとともに、適切な土地利用を行い、緑豊かな地域環境に調和した開発を誘導することが求められている。

2 北但馬地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

(1) 地域づくりの基本方向

「但馬地域ビジョン」では、『～活力・交流・循環・協働～「コウノトリ翔る郷」』をテーマとして、あしたのふるさと・但馬をめざした地域づくりの方向を明らかにしている。

北但馬地域においては、新たに整備された交通基盤、地域拠点を活かして、より一層の地域内外との交流・連携を図り、地域の特色である豊かな自然環境や歴史資源を活かした、活力ある地域づくりを進めていくことが特に重要である。

北但馬における地域環境形成にあたっては、これら地域づくりの実現を図るため、

季節感豊かな山、川（流域）海とそこに育まれた人々の永い営みが織りなす『癒しの郷』

をテーマとし、地域の活力を高め、地域内外の交流を拡げ、自然や文化を活かした循環を促し、地域全体で協働を進めながら、総合的な地域づくりを進める。

その際、次の示す点について特に留意する。

ア 人々の暮らしや営みを育む豊かな自然環境を保全・活用した地域づくり

県下有数の豊かな自然環境、多様な歴史環境、風土は地域の財産である。それらを活かした地域づくりを進めるとともに、自然環境や歴史的環境などの特徴に応じて適切に活用しながら、新しい地域の魅力づくりを進める。

イ 地域の活動、歴史・文化資源を活用した交流、観光、環境学習の場となる地域づくり

地域がもつ豊かな自然、観光資源や独自の歴史・文化などの豊富な資源を活かして地域内外との交流・連携を推進し、それを通じて新たな交流や観光、環境学習の場を創出するなど、地域の活性化を図る。

ウ 地域住民、都市住民など多様な主体の参画と協働による地域づくり

地域住民をはじめ都市住民など多様な主体の参画と協働を得ながら、地域資源の新たな価値を発見し、それを活用し、また、新たに創造することにより地域づくりを進める。

(2) 地域環境形成の基本方向

優れた地域環境の形成は、単に造形的に美しいというだけでなく、山や河川の豊かな自然の中で、歴史性と地域性を活かしつつ、活発な産業・文化活動、住民生活が展開される場所として、住民が愛着を持ち、親しみ・誇りなどを感じ、そこに住むことの意義とそこを訪れることの魅力を実感できる環境の形成を目指すことであり、行政だけに委ねられたものではなく、住民、事業者、行政が行動して進めていくべきものである。

北但馬地域の地域環境形成にあたっては、豊かな自然環境を保全するだけでなく育成・創

出・活用しながら、開発を適切に誘致し、誘導することにより、地域の振興や活性化を図っていくことが重要である。

そのためには、地域における諸活動を地域環境との関わりの中で秩序づけ、それぞれの場所に応じた的確に誘導していくことが重要である。また、現在の北但馬らしい地域環境を守りながら、人々の生き生きとした活動を通じてそれを育て、新たな地域環境を創造していくことが重要である。

北但馬地域の景観

人々の生活の場となっている平野や谷筋の景観は、県下最高峰の氷ノ山や妙見山などの背景としての山並みが全体的な構成に大きな比重を占めており、遠景としての山の存在は無視することができない。このように山並みが地域の「らしさ」を形づくる大きな要素となっている。

さらには地域の気象をも左右するこの山並みが水源となり、河川の源流域の地勢を規定している。また、北但馬の風景を情感豊かなものとする要素として、朝霧や雪景色などの四季の気象的風景があげられる。稲木の彩りの変化などの四季の風物詩的な人文風景とともに、人々の花鳥風月をめぐる豊かな情感を育んできた。その結果、気象や地勢に応じて住まい方が選択され、現在の北但馬地域らしい景観が構成されている。

地域の東部に位置する豊岡市域の水の流れの多くは、かつては入江湖だったとも言われている豊岡盆地に流れ込み、雄大な円山川の流れとなり、全体としてつながりと広がりを感じる風景をつくっている。

平野部では、遠景としての山並みを源流とする川沿いに沖積地が形成され、農地が展開するなかで微高地に家屋や集落が存し、背景の山並みの緑・農地の緑・集落等の緑が調和した景観が構成されている。

平野部に流れる円山川は、上流、下流、対岸への広い眺望を与えてくれるとともに、そのゆったりとした水の流れが生み出す豊かな姿は、この地域における景観の大きなアクセントとなっている。

また、火山活動により形成された神鍋高原は、円山川流域では珍しい丘陵景観を形成している。

地域西部に位置する温泉町や香美町などの山間地では、岸田川、矢田川に代表される水の流れに加え、氷ノ山、扇ノ山などの火山活動により深い谷筋や特徴的な高原地形が形成されており、これらが人々の営みに強い影響を与えてきた。

川筋に沿って谷が迫り、平坦地が少ないことから家屋は等高線に沿って建ち、急斜面のため家屋や集落の後ろには、近景としての川と山の斜面がいつも見え、山の斜面に抱かれた棚田、放牧地とその麓の集落が地域の景観を形成している。

また、温泉町の丹土地域に代表される高原は、険しい山並みのなかで特異な広がりを見せている。

但馬海岸は、日本海に面し、岬や鼻の突出部と湾入する地形が小刻みにかつ急激に出入りする東西約65キロの長さを有する典型的な沈降海岸であり、山が海に迫り、激しい波や風による浸食を受けてできた海食崖、洞門、岩礁などの奇岩絶壁の連なる岩石海岸と、主要河川の流下する沖積平野とで構成されている。河口部付近には、河川の沖積作用や、沿岸流などによって様々な形の砂州が形成され、これらと岩石海岸の奇岩、奇礁、大小無数の島々と

があいまって、変化に富んだ全国有数の美しい海岸を形成している。

このような北但馬の空間は、人々の永い営みを通して自然摂理を尊重しながら形づくられ継承されてきた。今後とも農林業等の生産に関わる土地の姿や集落のたたずまいなど、生産、生活に伴った秩序を反映した美しさ、そして、地域の文化が醸し出す伝統的な美しさを感じられる地域の風景を継承していく。

地域環境イメージ

これらのことから北但馬地域の望ましい将来の地域環境イメージは、次のようにまとめられる。

扇ノ山、妙見山、蘇武岳、三川山などの山岳・高原の山々が地域の風景の骨格となり、雪・霧・夕焼けに彩られ、独特の季節感豊かな風景を望むことができる。

これらの山々が円山川に代表される大小の川の流れをつくり、その流れが海に至る中で地勢をつくり、その地勢に応じて農地や集落が形成されている。流れの恵みは海へと受け継がれ、海を糧とする人々の営みを育み、さらには生活の中心としてのまちが形成されている。そして、それらが相互に関わり合いを持って、地域としての安定した風景をつくっている。

東西に連なる但馬海岸は、その変化に富む地形により、地域の顔とも言える美しい姿を見せるとともに、地域の人々だけでなく都市の人々にとっても心のふるさととなっている。

歴史的町並みや温泉街などの歴史や文化にあふれた町並みが、これらを取り巻く山並みや田園風景と調和している。

これらの豊かな自然環境や魅力的なふるさと景観、歴史・文化が相まって、地域の活力を生み出し、訪れる人々を癒す源として生き続けている



～ 緑豊かな地域資源 ～

『山』と『水』、流域のつながり・循環の大切さ

(遠景、気象等) 朝日、夕日、雪・霧・雲海、豊かな季節感、等

(景観要素) 山、川、ブナ原生林、渓谷、滝、棚田、神社仏閣、等

(風習) 放牧、炭焼き、鮎釣り、祭り、踊り、等

(観光資源、産物等) 温泉、スキー、但馬牛、わさび、山菜、高原野菜、等

地域環境形成の基本方向

今後、以下の点を基本方向として、このようなイメージに沿った地域環境の形成を図るものとする。

恵まれた自然環境と水の循環に^{つちか}培われた風土の保全

地域の景観の骨格を形成する雄大な山々、川(流域)、海岸をはじめとする多様な自然、さらに棚田や伝統的な町並みなど人々の営みとの関わりで生まれた伝統的風景を地域の誇りとして保全する。

源流の森から河川、海へとつながる水の循環が創り出す多様な自然の連関や人々の営みとの関わりに配慮する。

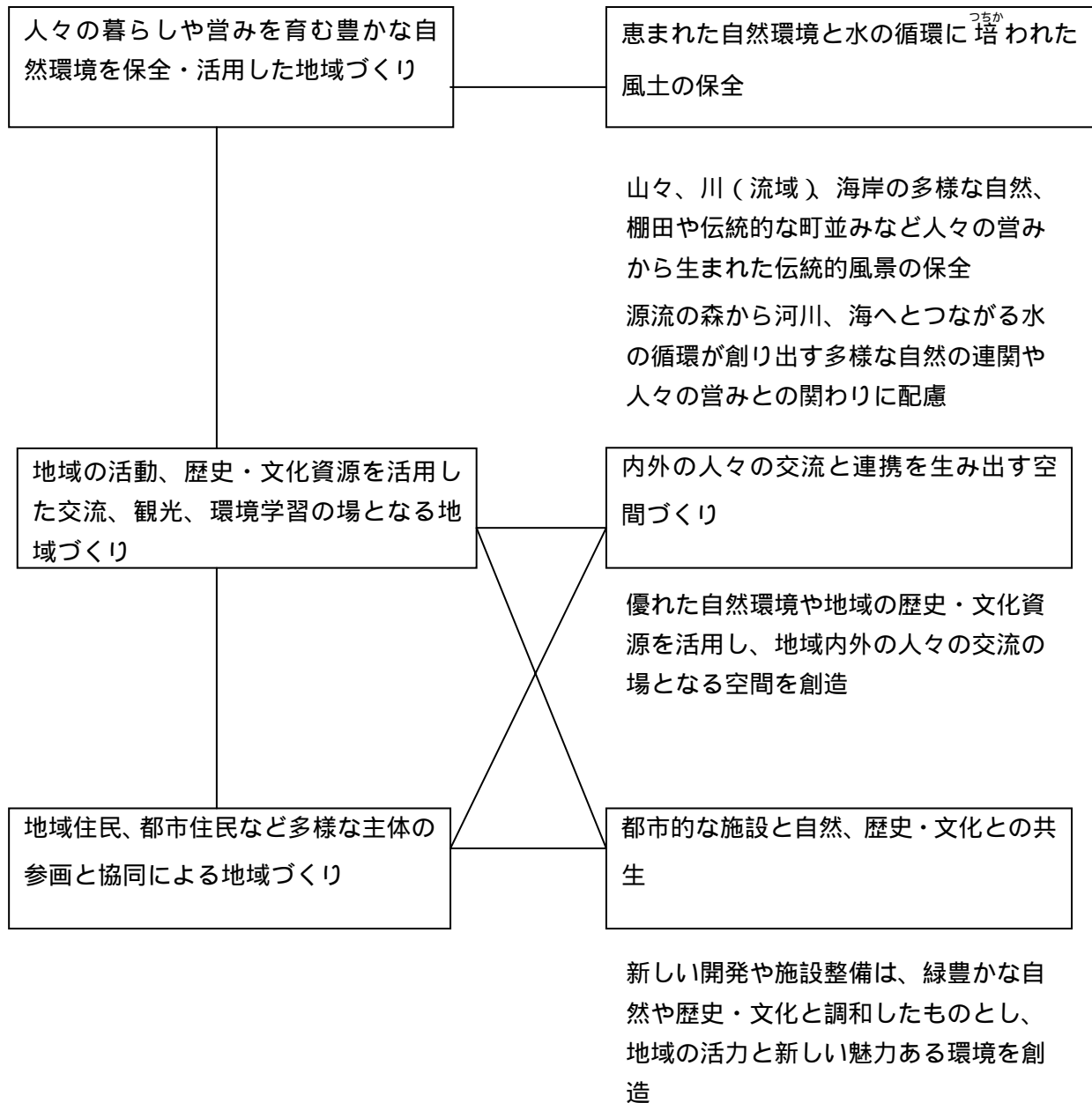
内外の人々の交流と連携を生み出す空間づくり

優れた自然環境や地域の歴史・文化資源を積極的に活用し、地域内外の人々の交流の場となる魅力ある空間を創造する。

都市的な施設と自然、歴史・文化との共生

新しい開発や施設整備にあたっては、緑豊かな自然や歴史・文化と調和したものとし、地域の活力と新しい魅力ある環境を創造する。

地域環境形成の基本方向



第2 適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項

1 区域の区分

地域環境形成の観点から土地利用を誘導し、地域づくりの基本方向及び地域環境形成の基本方向を実現していくために、地域全体を条例第9条に規定する環境形成区域の区分に対応して、次のとおり区分する。なお、源流としての山、山から水の流れとそれが海に至るまでにつくるさまざまな地勢の相互の関連に配慮するとともに、これらと人々の営みとの関わりによって、形成されてきた安定感のある風景の保全に配慮しつつ区分する。

なお、区分にあたっては、山から海に至る水の流れによるつながりを意識しつつ、水の流れがつくった自然の姿とそこでの人々の永く多様な営みにより培われた地域の伝統や文化をも感じさせる風景を維持していくことを目標とし、風景の骨格的な要素については、これを極力保全し、その他の要素にあってもその変化をできるだけ緩やかなものにしていく。また、地域の特性を活かしつつ新しい魅力ある空間づくりにも適切な配慮を行うものとする。

区域の設定にあたっては、それぞれの区域の目指すべき環境や土地利用の方向性を踏まえつつ、区域相互の連続性と調和に配慮するものとする。

(1) 第1項第1号の区域

(森林としての土地利用を通じて特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域)

風景形成の観点から特に重要な土地の区域で、森林としての土地利用を通じて形成される緑豊かな環境の保全を図る区域(以下「山を守る区域」という。)

(2) 第1項第2号の区域

(森林と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

現況の森林を主体とする区域であり、今後とも森林としての土地利用を主体としつつ、森林が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、多様な交流の場として森林等と建築物等が調和した緑豊かな環境の形成を図る区域(以下「山を生かす区域」という。)

(3) 第1項第3号の区域

(農地と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

河川及びこれと密接に結びついた農地、集落等を含む区域であり、今後とも農業等の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、河川、農地、集落等が調和した田園としての地域環境の形成を図る区域(北但馬地域では、円山川、矢田川、岸田川など、その支流を含め川と里の暮らしが密接に結びついていることから、以下「川とさとの区域」という。)

(4) 第1項第4号の区域

(市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

都市的な施設の集積により地域環境が形成されており、今後とも人々の居住や都市的な活動の場として、良好な市街地環境の形成を図る区域(以下「まちの区域」という。)

(5) 第2項の区域

(第1項各号とは別に定める区域)

ア 人々の営みにより歴史的・伝統的な特徴ある景観が形成されており、歴史・伝統を継承した趣のある市街地等の環境の形成を図る区域(以下「歴史と賑わいの区域」という。)

イ 多様かつ優れた自然特性を活かしつつ都市住民との交流施設の集積を図り、全体として魅力ある空間を創造する区域(以下「自然と人の交流の区域」という。)

ウ 海岸部における漁港、漁村集落及びこれを囲む湾入地形を構成する区域など但馬海岸独特の風景と地域構造が形成されている区域で、その環境を図る区域(以下「海辺の区域」という。)

2 各区域の設定の方針

(1) 山を守る区域

地域の風景形成において特に重要な役割を果たしている以下の森林の区域について、周辺における農業等の活動及び施設立地の状況を勘案して設定する。

ア 地域の骨格となるスカイラインを形成する山の稜線を中心とする区域

ある程度の高さを有する山々連続して連なり、地域の骨格といえる相当規模の帯状のまとまりのある森林の区域

イ 大規模な山体を有するまとまりのある区域

スカイラインは形成していないが、森林以外の土地の利用が介在しない大規模なまとまりを有する森林の区域

ウ 地域のランドマークとなり人々に親しまれている山

市街地や主要道路から特徴的な山としてとらえられる独立峰、前山的に突出した山などのうち、ランドマークとして人々に親しまれている山の区域

(2) 山を生かす区域

まとまりのある現況森林の区域を主体に設定する。区域のまとまりを考慮して、森林を活用した交流施設、小規模な別荘地等、河川・ため池等の水面、農業用施設等を含めて設定する。

(3) 川とさとの区域

農地を主体とし、その中に存する集落や河川、ため池、農業用施設等を含む区域に設定する。区域のまとまりを考慮して、交流施設、社寺林や河畔林などの樹林地等を含めて設定する。

(4) まちの区域

既成の市街地、住宅団地、工業団地等の区域及び今後計画的に市街地の形成を図る区域に設定する。

ただし、道路沿道等で線的に建築物が連たんしている場合は、既成の市街地と一体とみなせる場合を除き、原則として当該区域としては設定しない。

また、農業振興地域整備計画の農用地区域の指定のある区域は、原則として含まないものとする。

(5) 歴史と賑わいの区域

歴史的・伝統的資源や伝統的な町並みが残されており、今後、歴史的・伝統的資源の保全又はこれを活用した地域づくりを進める区域に設定する。

(6) 自然と人の交流の区域

自然的資源を活用した都市住民との交流施設が集積する区域及び今後計画的に交流施設を整備していく区域に設定する。

(7) 海辺の区域

漁村、漁港とそれを囲む後背山、前島、崎山など湾入地形を構成する要素を含む区域、海岸部における国の天然記念物等に指定された区域など、船や海岸部の道路からみて但馬海岸の特徴的な景観を形成している区域に設定する。

第3 森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本的事項

1 北但馬地域の土地利用及び環境形成の方向

山の森林が水を浄化し、豊かな養分を川へと導き、養分を含んだ水は流域の田畑を潤し、海へと注ぎ、海の生物を育て、海での糧となり、それぞれの人々の恵みを育んでいる。

そうした自然の循環の役割が機能するよう、山～川とさと～海辺への各区域における望ましい土地利用及び環境形成の方向を次に示す。

(1) 山を守る区域

森林としての土地利用が継続して適切に保全されることが特に重要であり、関連施策との連携をとりながら、森林が持つ多面的な機能の発揮に資する森林整備等を行うことが必要である。

自然公園法等に基づく施設整備や自然利用のための小規模な施設整備以外の都市的な開発は抑制し、開発による森林の汚損・滅失を防止し、森林としての環境を将来に渡って保全する。

やむを得ず開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑え、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等が目につかないよう配慮する。

(2) 山を生かす区域

森林が持つ多面的な機能を生かす森林整備を進めるとともに、都市住民など多様な主体の参画と協働も得ながら、森林等としての土地利用を適切に管理し継続することが必要である。

自然体験、自然探勝等の場としての利用に適した場所においては、森林等としての土地利用を継続して適切に行いながら、施設などの整備を進め、森林を生かした新たな魅力ある環境を形成する。

開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑えるなど森林がもつ多面的な機能が損なわれないよう、また、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等ができる限り目につかないよう配慮する。

(3) 川とさとの区域

農業を主体とする区域については、農業の振興を図っていくとともに、農地が持つ多面的な機能を生かすために、その保全・整備を図りながら、農地としての公益的機能に着目して適正な管理を行っていくとともに、農地としての土地利用を継続することが必要である。

集落地及びその周辺においては、生活道路、生活施設などの整備を計画的に進めるとともに、快適な生活の場としての環境を形成する。

里の環境を特徴づけている平地林、河畔林、社寺等の樹林地や集落と調和した樹木の保全を図る。

また、河川に隣近接した箇所での施設整備にあたっては、良好な河川環境を維持していくため、橋梁、河川沿いの道路等からの眺望に配慮し、河川景観との調和を図ることが必要である。

開発を行う場合は、田園環境に配慮した緑化修景を行うなど、農地と集落と建築物等が調和した美しい里の景観を形成する。

(4) まちの区域

公共公益施設、商業施設等のサービス施設、住宅及び住宅地などが集積する場としての良好な市街地環境を形成する。

新たな施設整備にあたっては、緑地・オープンスペースを確保するとともに、施設の形態等に配慮する。

また、既存の樹林、樹木、河畔林、杜寺等の樹林地を保全してまちづくりに活用する。

(5) 歴史と賑わいの区域

歴史的資源の活用により、歴史文化の趣のある地域環境の形成を図る。

また、城下町や伝統的な特徴のある町並みの保全や創出を図るため、これらと調和する建築景観等の誘導による施設等の整備を進める。

人々の営みを考慮しながら伝統を継承した趣のあるまとまった集落、市街地等の形成を図る。

また、区域内に位置する既存の樹林、樹木、杜寺等の樹林地の保全を図る。

(6) 自然と人の交流の区域

自然地形、自然環境を活用したスポーツ、レクリエーション、休養施設などが集積整備され、今後とも周辺の土地利用との調和に十分配慮した施設の整備を図る。

開発を行う場合は、地形の改変をできるだけ抑え、施設等の形態などが周辺の景観に影響を与えないよう配慮し、緑豊かな魅力ある環境を形成する。

(7) 海辺の区域

自然や地域景観に配慮した良好な海辺環境を維持するとともに、湾入地形と漁村の家並み、後背の山々や前島、崎山が織りなす優れた景観の保全を図る。

海辺の区域で施設等を整備するときは、船や湾の対岸等から見た景観に配慮したものとし、既存の樹木、樹林地の保全や緑地、樹木の適切な配置を図る。

2 都市的な開発及び施設整備の方向

(1) 基本的な考え方

都市的な開発及び施設整備のあり方として、次の5つの基本方針を示す。

- ア 自然地形を活かす。
自然地形になじんだ無理のない開発とする。
- イ 森林、緑地等を守り育てる。
環境形成の最も基本的要素として開発地内の森林等を守り育てる。
- ウ 緑を効果的に配置する。
緑により周辺の景観となじませるとともに、緑のある環境をつくる。
- エ 建物を周辺の景観と調和させる。
建物は周辺の自然景観や町並みと調和させる。
- オ 眺望を守る。
市街地や主要な眺望点からの眺望を阻害しない。

(2) 取組みの方向

- ア 自然地形を活かす
 - ・自然地形を活かし、大規模な土地の改変を避ける。
(地形を考慮した開発地を選定、土地の造成は自然地形を活かした最小限の盛土・切土、地形を活かした道路や施設等を整備)
- イ 森林、緑地等を守り育てる
 - ・相当量の現況森林等を保全する。
(森林の伐採は最小限にとどめ、一定割合以上の現況森林等を保全)
 - ・自然環境や景観に配慮して森林等を配置する。
(スカイラインや貴重な植生等の自然環境や景観に配慮した森林等の配置)
 - ・地域の自然的条件に適応した植栽を行う。
(在来種などの自然植生への配慮、地域固有の緑化手法の継承)
 - ・開発は小規模分散させるなど、森林と調和した配置とする。
 - ・既存緑地を守り育てる。
(社寺等既存樹林地の保全、貴重な植生の保全、農業的土地利用への配慮)
- ウ 緑を効果的に配置する。
 - ・適切に植栽を行い、緑地を設ける。
(森林以外の区域における一定割合以上の緑地の確保、建築物等と調和した植栽、主要道路沿いへの植栽、住宅・工場等の敷地内の緑化、地域固有の緑化手法の継承、一定規模以上の区画面積の確保)
 - ・擁壁、法面等の土木構造物の緑化・修景をする。
 - ・広い平面には効果的な植栽を行う。
(グラウンド、駐車場等)
- エ 建物を周辺の景観と調和させる。
 - ・建築物の高さ等は、樹高を考慮する。
(周辺の森林・緑地から突出しない高さ)

- ・建築物等の形態・色彩・材料等は周辺の景観と調和させる。
(周辺の自然景観、市街地・集落景観と調和、歴史・伝統的町並み等の保全・創出)
- ・幹線道路沿道、河川沿いの良好な景観を形成する。
- ・高密度な都市的利用を抑制する。
- ・良好な市街地環境を形成する。

オ 眺望を守る。

- ・主要な眺望点、主要幹線道路沿道や河川敷き(特に橋)からの眺望を考慮した開発地を選定する。

(3) 地域環境形成基準の設定

以上を踏まえ、条例第15条の規定による地域環境形成基準として各環境形成区域別に設定すべき項目について次に示す。

地域環境形成基準の項目

項目		内容	山を 生かす 区域	川と さとの 区域	まち の区域	歴史 と賑わ いの区 域	自然 と人の 交流の 区域	海辺 の区域	
保全すべき 森林又は緑 地の面積	森林の保全	一定以上の森林率							
	緑地の確保	一定以上の緑地率							
優れた景観 の構成要素 の保全方法	地形・植生の保全	山の稜線等の保全							
	貴重な植生の保全	貴重な植生、樹木等の保全							
	既存樹林地の保全	社寺等既存の樹林地の保全等							
	森林等の維持管理	森林、既存樹林地の適切な維持管理							
森林又は緑 地の配置の 方法及び緑 化の方法	森林と建築物	森林と調和した建築物の配置							
	建築物と緑地	建築物と調和した緑地の配置、植栽							
	道路沿いの植栽	区域内の主要道路沿いへの緑地の配置							
	河川沿いの植栽	近隣接の河川沿いへの緑地の配置							
	緑地・植栽の質	在来種等の植栽							
	緑化の手法	地域固有の緑化手法の継承							
自然的環境 と調和する 建築物等の 整備の方法	土地の造成	自然地形、景観と調和した造成							
	擁壁等の緑化修景	擁壁等の工作物の前面植栽等の修景							
	法面の緑化	法面（造成斜面）への植栽							
	街区の形成	街区パターンに即した施設配置							
	建築物の形態		周辺景観と調和する規模、高さ等						
			眺望点からの眺望を妨げない高さ等						
建築物等の意匠等		周辺景観と調和した意匠、材料、色彩等							

(4) 地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項

森林率、緑地率については開発区域の規模に応じて設定する。

保全又は創出された森林や緑地については、その量と配置のほか緑の質が重要となる。このため、具体的な基準とすることは難しいと考えられるが、指導にあたる場合にイメージしやすい基準内容とする。

第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

1 計画整備地区の認定についての基本方針

条例第32条の規定による計画整備地区及び整備計画を認定する際の基本的事項を以下のとおり定める。

(1) 認定すべき地区の考え方

地域づくりの基本方向を踏まえ、以下のとおり、各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区又は都市的な機能を新たに導入・整備する地区について、その整備計画を認定し、計画整備地区とする。

特に、各市町や住民の個性的なまちづくりは、緑豊かな地域環境の形成の中心となるものであり、これを積極的に推進するものとする。

ア 各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

集落や小学校区、小流域などの一定の広がりのある地区において、各市町や住民が主体となり、景観形成や緑化の推進、森林や農地を活かした交流など、個性的なまちづくりを進めるもの。

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を目的として生活基盤、産業基盤を強化するために計画的な開発整備により都市的施設の集約立地を図るとともに、新しく良好な市街地環境の形成を図るためのもの。

(2) 認定すべき地区

次のような地区について認定することとする。

ア 各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

当該地区の特性や住民等の取組みを勘案し、次のような状況のものなどについて認定する。

(ア) 既成市街地や集落地において、良好な景観形成や緑化の推進、小規模な樹林等の保全、公共施設の整備などの課題に対応して、地域住民が主体的に取り組んでいる地区

(イ) 森林や農地、その他の地域資源を活かした交流のための環境整備を進めるための地区

(ウ) 個別の施設整備が集積する可能性がある地区など、特定の区域について、より詳細な土地利用及び環境形成の誘導を行うことが必要な地区

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

当該土地の特性からみた土地利用の適合性、市町のまちづくり方針との整合性、計画的開発整備の実現性を総合的に評価して、市街地等としての開発整備に適した地区を認定する。

なお、土地の特性からみた土地利用の適合性については以下の点などに留意するものとする。

(ア) 地域づくりの基本方向の観点から、森林や農地としての土地利用との調整が可能で

あること。

- (イ) 周辺の土地利用及び環境形成に大きな支障を及ぼす立地でないこと。
- (ウ) 周辺の公共公益施設等を有効に活用できる立地であること。

(3) 地域環境形成の方向

計画整備地区については、次のような地域環境形成の方向を目指すものとする。

ア 各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

地区の特性を勘案し、住民等の意向を十分に尊重した地域環境形成を図る。

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を図るために、生活・産業基盤を強化する新たな都市的機能、都市型の交流機能、住宅地などを導入・整備する。

都市的な雰囲気が緑豊かな環境の中で形成されるよう、建築景観の誘導、魅力ある空間づくりを行う。緑地・オープンスペースを確保するとともに、周辺の環境との調和が保たれ、かつ、良好な市街地環境が形成されるよう開発整備を計画的に行う。

(4) 整備計画に定めるべき項目

条例第32条の規定により整備計画を認定するにあたっては、地域環境形成の基本方向を踏まえ、地区の地形などの状況や整備の目的等に即して、当該計画の実現により、総合的に緑豊かな地域環境の形成をもたらすよう、以下の事項等のなかで、必要に応じて適切に定められるべきものについて、その内容を検討し、確認するとともに、協議、指導を行うものとする。

- ・地域環境形成上重要な事物の保全に関する事項
- ・森林・緑地の維持管理に関する事項
- ・森林、緑地、緑化に関する事項（森林・緑地の規模、配置、形態、緑化の方針等）
- ・道路、公園等公共施設に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・建築物、構造物等に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・その他緑豊かな地域環境の形成に関する事項

2 森林及び農地の保全の方向

(1) 基本的な考え方

森林及び農地の保全のあり方として、次の2つの基本方針を示す。

ア 森林及び農地の保全

森林及び農地を適正に保全する。この際の保全とは、森林及び農地における開発を規制することだけでなく、継続的に森林の維持管理を行うことも含むことに特に留意する。

イ 多面的な機能の発揮

生産的な側面だけでなく、景観形成、水源涵養、災害防止、レクリエーションなど、森林及び農地がもつ多面的な機能が発揮できるよう、適正に維持管理を進める。

(2) 取組みの方向

ア 総合的・一体的・継続的な取組み

森林及び農地の維持管理を個別に進めるのではなく、流域、周辺集落等との関係を踏まえながら総合的・一体的・継続的に進める。

イ 多様な主体の参画と協働

生業としての農林業だけでなく、都市との交流など多様な主体の参画と協働により森林及び農地の維持管理を進める。あわせて、農林業を支える人材の育成を進める。

ウ 持続可能な資源循環

農業、林業、水産業、食品加工産業、交流産業等を含めた持続可能な資源循環を図り、資源の有効活用を図る。

3 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

(1) 多様な主体の参画と協働

地域住民が主体となり、地域内外との交流を通じて地域資源の新たな価値を発見し、守りそだてていくことが重要である。また、生物多様性の保全、防災、保健・レクリエーション、景観等の多面的な価値・機能を有する森林、農地、河川等の維持管理は、農林業等の生産活動だけではなく、都市住民や企業、行政等の幅広い主体が参画する多様な活動を通じて行われるものとする。開発行為や建築行為を行う市民や事業者は、緑化修景等を通じて良好な地域環境の形成に積極的に参画するものとする。

(2) 関連施策との連携

地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成にむけた総合的な仕組みづくりを進め、市町との連携のもと、自然保護、人工林や里山の管理・再生、棚田の保全・活用にかかる施策などの関連施策との連携をとりながら、総合的、横断的な施策の実施を図るものとする。

(3) 支援方策

高原、清流、野生生物などの自然を保全・復元する活動や河川、水田、町並みなどのふるさとの風景を守る活動などの緑豊かな地域環境の形成に関する活動にお対する人的・技術的な支援、ガイドライン・マニュアルの作成、人材育成等を行うなど、各市町や住民の個性的なまちづくり、地域づくりを支援するものとする。

(4) 方針等の見直し

一定の期間ごとに条例の運用の効果の検証を実施し、また、社会・経済情勢の変化や価値観の転換等に対応して、環境形成区域、地域環境形成基準等の適宜適切な見直しを行うものとする。